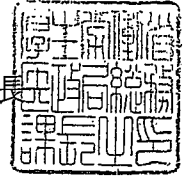




医政総発第0929001号  
平成18年9月29日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

標記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成18年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令305号）（別紙参照）により、生体内の圧力については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延長されることになったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等への周知方ご配慮願いたい。

